運営規程【別紙2の2】通所型サービス(国基準)利用料金表(1割負担)

2022年10月1日現在

通所型サービス(国基準)

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)

(1)基本サービス
- 通所型サービス1
- 通所型サービス2

(2)加算サービス
- 通所型サービス提供体制加算Ⅲ
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】通所型サービス(国基準)利用料一覧

		通所型サービス基本サービス							
		月定額				日割り計算用(1日につき)			
		単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)
基本サービス	要支援1	1,672	17,856	16,070	1,786	55	587	528	59
	要支援2(週2回程度)	3,428	36,611	32,949	3,662	113	1,206	1,085	121
	要支援2(週1回程度)	1,714	18,305	16,474	1,831	56	598	538	60
サービス提供体制加算Ⅲ	要支援1	24	256	230	26				
	要支援2	48	512	460	52				
	要支援2(1回)	24	256	230	26				
科学的介護推進体制加算		40	427	384	43				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の5.9%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		上記の算定した単位数合計の1.0%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記の算定した単位数合計の1.1%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
昼食代		600円							
おやつ代		50円							

※2021年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2021年4月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。
※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。
金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※日割計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。
※事業対象者の基準サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。
上記の空欄に記載し、利用者に提示します。

運営規程【別紙2の2】通所型サービス(国基準)利用料金表(2割負担)

2022年10月1日現在

通所型サービス(国基準)

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)

(1)基本サービス
- 通所型サービス1
- 通所型サービス2

(2)加算サービス
- 通所型サービス提供体制加算Ⅲ
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】通所型サービス(国基準)利用料一覧

		通所型サービス基本サービス							
		月定額				日割り計算用(1日につき)			
		単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)
基本サービス	要支援1	1,672	17,856	14,284	3,572	55	587	469	118
	要支援2(週2回程度)	3,428	36,611	29,288	7,323	113	1,206	964	242
	要支援2(週1回程度)	1,714	18,305	14,644	3,661	56	598	478	120
サービス提供体制加算Ⅲ	要支援1	24	256	204	52				
	要支援2	48	512	409	103				
	要支援2(1回)	24	256	204	52				
科学的介護推進体制加算		40	427	341	86				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の5.9%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		上記の算定した単位数合計の1.0%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記の算定した単位数合計の1.1%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
昼食代		600円							
おやつ代		50円							

※2021年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2021年4月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。
※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。
金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※日割計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。
※事業対象者の基準サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。
上記の空欄に記載し、利用者に提示します。

運営規程【別紙2の2】通所型サービス(国基準)利用料金表(3割負担)

2022年10月1日現在

通所型サービス(国基準)

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)

(1)基本サービス
- 通所型サービス1
- 通所型サービス2

(2)加算サービス
- 通所型サービス提供体制加算Ⅲ
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】通所型サービス(国基準)利用料一覧

		通所型サービス基本サービス							
		月定額				日割り計算用(1日につき)			
		単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)
基本サービス	要支援1	1,672	17,856	12,499	5,357	55	587	410	177
	要支援2(週2回程度)	3,428	36,611	25,627	10,984	113	1,206	844	362
	要支援2(週1回程度)	1,714	18,305	12,813	5,492	56	598	418	180
サービス提供体制加算Ⅲ	要支援1	24	256	179	77				
	要支援2	48	512	358	154				
	要支援2(1回)	24	256	179	77				
科学的介護推進体制加算		40	427	298	129				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の5.9%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		上記の算定した単位数合計の1.0%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記の算定した単位数合計の1.1%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
昼食代		600円							
おやつ代		50円							

※2021年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2021年4月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。
※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。
金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※日割計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。
※事業対象者の基準サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。
上記の空欄に記載し、利用者に提示します。

2022年10月1日現在

通所型サービス(市独自基準)利用料金表

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)

(1)基本サービス
- 通所型サービス/41 (3時間以上)
- 通所型サービス/42 (3時間以上)
- 通所型サービス/52 (3時間以上)

(2)加算サービス
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】通所型サービス(市独自基準)通所型サービスの利用料金表

		通所型サービス基本サービス							
		月定額				日割り計算用(1日につき)			
		単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)
基本サービス	通所型サービス/41	1,250	13,350	12,015	1,335	41	437	393	44
	通所型サービス/42(週2回程度)	2,492	26,614	23,952	2,662	82	875	787	88
	通所型サービス/52(週1回程度)	1,288	13,755	12,379	1,376	42	448	403	45
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の5.9%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		上記の算定した単位数合計の1.0%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記の算定した単位数合計の1.1%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
昼食代		600円							
おやつ代		50円							

※2021年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2021年4月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。

※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。

金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※日割計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。

※事業対象者の基本サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。
上記の空欄に記載し、利用者に提示します。

2022年10月1日現在

通所型サービス(市独自基準)利用料金表

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)

(1)基本サービス
- 通所型サービス/41 (3時間以上)
- 通所型サービス/42 (3時間以上)
- 通所型サービス/52 (3時間以上)

(2)加算サービス
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】通所型サービス(市独自基準)通所型サービスの利用料金表

		通所型サービス基本サービス							
		月定額				日割り計算用(1日につき)			
		単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)
基本サービス	通所型サービス/41	1,250	13,350	10,680	2,670	41	437	349	88
	通所型サービス/42(週2回程度)	2,492	26,614	21,291	5,323	82	875	700	175
	通所型サービス/52(週1回程度)	1,288	13,755	11,004	2,751	42	448	358	90
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の5.9%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		上記の算定した単位数合計の1.0%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記の算定した単位数合計の1.1%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
昼食代		600円							
おやつ代		50円							

※2021年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2021年4月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。

※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。

金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※日割計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。

※事業対象者の基本サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。
上記の空欄に記載し、利用者に提示します。

2022年10月1日現在

通所型サービス(市独自基準)利用料金表

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)

(1)基本サービス
- 通所型サービス/41 (3時間以上)
- 通所型サービス/42 (3時間以上)
- 通所型サービス/52 (3時間以上)

(2)加算サービス
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】通所型サービス(市独自基準)通所型サービスの利用料金表

		通所型サービス基本サービス							
		月定額				日割り計算用(1日につき)			
		単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)
基本サービス	通所型サービス/41	1,250	13,350	9,345	4,005	41	437	305	132
	通所型サービス/42(週2回程度)	2,492	26,614	18,629	7,985	82	875	612	263
	通所型サービス/52(週1回程度)	1,288	13,755	9,628	4,127	42	448	313	135
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の5.9%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		上記の算定した単位数合計の1.0%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記の算定した単位数合計の1.1%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価							
昼食代		600円							
おやつ代		50円							

※2021年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2021年4月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。

※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。
金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※日割計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。

※事業対象者の基本サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。
上記の空欄に記載し、利用者に提示します。